

○公表第12号

平成13年3月29日付けで、松山市道後北代12番22号福岡英二から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成13年5月28日

愛媛県監査委員	小川	一雄
同	達川	光作
同	篠原	実
同	横田	弘之

決 定 書

松山市道後北代12番22号

請求人 木材業 福岡英二

平成13年3月29日付けで上記請求人から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人の請求を棄却する。

請求の要旨

請求人の愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 平成12年度、愛媛県未来型知識産業創出支援事業（以下「支援事業」という。）において、宇摩郡土居町大字上野甲1525番地東予生コンクリート株式会社（以下「東予生コン(株)」という。）に平成12年11月6日支払済みの金2,344万円の返還及び平成13年3月31日精算予定の残金656万円の支払差止めを求める。さらに、平成13年度に支払予定の金2,200万円の支払差止めも求める。
- 2 なぜならば、東予生コン(株)は、森高茂樹氏（森高康行愛媛県議会議員（以下「森高県議」という。）の父親）が社長を務める会社であるが、森高茂樹氏は、東予生コン(株)のほかに、同一本店住所にトーヨカラー株式会社（以下「ト

ーヨカラ一(株)」という。)なる会社を持ち、さらに、宇摩郡土居町内に株式会社森高組という土木建設会社を実質的オーナーとして持ち、公共工事等の請負をしている。

3 また、東予生コン(株)には、昭和61年10月30日から平成9年12月1日までの間、森高県議が取締役として名を連ねており、トーヨカラ一(株)には、平成13年3月16日現在森高県議が取締役として名を連ねている。

4 そのトーヨカラ一(株)は、東予生コン(株)から不動産の担保提供を受けて株式会社香川銀行からお金を借りていることから、これらの会社は、その実質的な経済関係が一体と考えるのが当然である。

5 そのうちの1社であるトーヨカラ一(株)の役員を現職の愛媛県議会議員が務めているのであるから、そのような会社に補助金を支出するのは問題であると考えられる。

6 また、森高県議の後援会2団体の過去3年間の収支報告を見ると、東予生コン(株)の役員個人からの寄附金額が平成9年度に300万円、平成10年度に600万円、平成11年度に500万円となっており、東予生コン(株)と森高県議との利害関係は非常に強い。このように、愛媛県議会議員に対し多額の寄附を行っている者が役員となっているような会社が支援事業の対象者(以下「支援対象者」という。)として選定されるのは、具体的に違法行為には該当しなくとも倫理的に問題であるから、愛媛県は、そのような会社を支援対象者として選定すべきでないし、東予生コン(株)は、本来であれば支援を辞退すべきである。

7 ところで、支援対象者は、愛媛県事業評価審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て決定される。この審査会における審査方法は、6項目の審査項目ごとにAからEまでの5段階評価を行うとともに、最終的にはそれらの評価を基に5段階の総合評価を行うこととしている。

- 8 この審査会における委員の評価の内容を見ると、6項目の審査項目のうち3項目がA、3項目がBである会社の総合評価をBとしているにもかかわらず、1項目がA、5項目がBである東予生コン(株)の総合評価がAという不自然な評価をしている委員や、今回支援対象者に選ばれている株式会社いうら(以下「株いうら」という。)及び東予生コン(株)のみに偏って良い評価をしている委員があり、評価結果に作為的なものを感じる。また、審査の途中で退席した委員や最初から参加しなかった委員があり、審査結果は、委員の総意に基づくものではない。
- 9 審査会の会議における面接の順番も、受付番号とは関係なく決まっており、東予生コン(株)が最後になっている。この点についても作為的なものがあったと推測される。
- 10 このように、審査会の面接審査が本当に公平に行われたのか疑問であり、この部分に違法性が認められる。

## 監査の結果

### 第1 事実

愛媛県経済労働部中小企業課(以下「中小企業課」という。)を監査した結果、次の事実が認められた。

#### 1 支援事業の概要

##### (1) 支援事業の趣旨

支援事業は、近年の厳しい経済情勢下において製造業の開業率が廃業率を下回る状況が続き、新たな事業を創出することによる雇用機会の創出や創造性と活力にあふれた健全な競争社会の構築が求められている社会情勢の中で、愛媛県が県内経済の活性化を推進するために設置した愛媛県経済諮問会議の第3回目の会合が平成11年7月26日に開催され、その場においてベンチャー企業の育成推進に関する意見が出されたので、これに対応するために事業化されることとなったもの

である。

その内容は、県内で創造的知識を生かして事業を起こそうとする個人や創業間もない起業家を始め、新たな事業分野での活動（第二の創業）を目指す既存企業に対し、研究開発、販路開拓等に要する経費を補助するとともに、愛媛県の工業関係試験研究機関による技術指導及び研究環境の提供、専門家による経営及び経理の指導などの新事業創出支援体制による総合的な支援を行うことにより、県内における未来型知識産業の創出を促進しようとするもので、平成11年度に創設された事業である。

未来型知識産業とは、創造的知識を生かした付加価値の高い新製品又はサービスを提供する企業群をいい（愛媛県未来型知識産業創出支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1項）、創造的知識とは、工業所有権（特許等）、著作権、デファクト・スタンダード（業界標準）、従来にない専門的なノウハウ又はアイデアなどをいう（同条第2項）。

## (2) 支援対象者

支援対象者は、実施要綱第3条に規定されており、次のいずれかに該当する者となっている。

ア 県内に事業拠点を設け、新たに事業を開始しようとする者（大学又は大学院在学中の者を含む。）（同条第1号）

イ 県内で創業後3年以内の中小企業者（同条第2号）

ウ 県内に事業所を有する中小企業者で、新たな事業分野での活動を目指すもの（同条第3号）

なお、上記イ及びウにいう「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定

する者で、一の大企業者（同条に規定する者以外の者をいう。以下同じ。）若しくはその役員から50パーセント以上の出資を受けている者又は大企業者若しくはその役員から100パーセントの出資を受けている者以外のものをいう（実施要綱第2条第3項）。

### (3) 支援対象事業

支援事業の対象事業（以下「支援対象事業」という。）は、実施要綱第4条に規定されており、次のいずれかに該当する事業となっている。

ア 著しい新規性のある創造的知識を生かして行うリスクの高い新技術、新製品等の研究開発（試作を含む。）、市場調査及び市場開拓（同条第1号）

イ 工業系試験研究機関の研究ポテンシャルを活用して行う新技術、新製品等の研究開発（試作を含む。）、市場調査及び市場開拓（同条第2号）

### (4) 補助対象経費等

愛媛県は、支援対象者が実施する支援対象事業に必要な研究開発費（試作費を含む。）、市場調査費及び市場開拓費について、補助率10分の10以内、補助限度額年3,000万円の範囲内で最長2年まで愛媛県アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金（以下「支援事業費補助金」という。）を交付することとなっている（実施要綱第8条第1項）。

支援事業費補助金の具体的な補助対象経費は、愛媛県アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定されており、その内容は、支援対象者が支援対象事業を実施するのに要する次に掲げる経費で、愛媛県知事（以下「知事」という。）が必要かつ適当と認めたものとなっている。

- ア 原材料及び副資材の購入に要する経費
- イ 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- ウ 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- エ 技術指導の受入れに要する経費
- オ 外注加工に要する経費
- カ 市場調査又は市場開拓に係る消耗品費、印刷費、郵送料、謝金、会議費又は調査旅費に要する経費
- キ 市場調査又は市場開拓の委託に要する経費
- ク 展示会、見本市等への出展に要する経費
- ケ 研究開発、市場調査又は市場開拓に関与する者の直接作業時間に対する人件費
- コ その他必要と認められる経費

## 2 支援対象者の選定

支援事業による支援を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、事業計画書を知事に提出することとなっており（実施要綱第5条）、支援対象者は、応募者の中から選定される。

支援対象者を選定するためには、応募案件の技術内容の新規性や技術水準といった技術的判断、応募者の研究開発能力や企業化の可能性といった実現性の判断、地域経済への波及効果が期待できるかといった経済効果の判断など、多方面にわたる分野の高度な学問的及び専門的知識が幅広く要求されるため、行政内部の者のみで判断することは、困難である。そのため、知事は、ベンチャー企業の支援に関する知識を有する者にどの応募者が支援対象者として適当であるかの審査を委ね、その結果得られた評価に基づき、これを決定することとしている。

具体的には、支援対象者は、書類審査及び面接審査に

より審査の上決定されることとなっており（実施要綱第6条）、平成12年度の支援対象者については、38名の応募者の中から、次のとおり、愛媛県産業技術調整協議会（以下「協議会」という。）の書類審査と審査会の面接審査を経て、平成12年3月30日起案の決裁文書により、知事が、面接審査において支援対象者として適当であるとの評価を受けた㈱いうらと東予生コン㈱の2事業者を支援対象者として決定している。

#### （1）書類審査

協議会は、本県の商工関係試験研究機関及び農林水産関係試験研究機関が相互に連携して地域に密着した産業技術の振興を図るため設置されたもので、中小企業者等が作成した技術開発計画の評価に関することがその任務の一つになっている（愛媛県産業技術調整協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）一及び二）。

協議会には、工業技術調整部会（以下「工業部会」という。）が置かれており、工業部会は、前述の協議会の任務に関し、専門的技術的事項を調査審議することとなっている（設置要綱五の1の(1)及び2）。

書類審査は、平成12年2月21日付けで愛媛県経済労働部中小企業指導課長から工業部会に審査依頼がなされ、工業部会により同月29日に実施されている。なお、当時の工業部会の委員は、愛媛県工業技術センター研究企画課長、愛媛県繊維産業試験場長、愛媛県製紙試験場長及び愛媛県窯業試験場長の4名であったが、より広い観点からの評価を行うため、愛媛県経済労働部長は、愛媛大学工学部教授、大阪中小企業投資育成株式会社業務第2部副長、愛媛県工業技術センター所長及び愛媛県経済労働部次長の4名をアドバイザーとして工業部会の会議に参画させている。

審査に際しては、工業部会の委員及びアドバイザーが、あらかじめ応募者の事業計画書に対して、新規性、技術水準、開発力、企業化の見込み及び地域経済への波及効果の5項目についてA（優れている（高い））からC（劣っている（又は計画書からは判断できない））までの3段階評価を行い、それぞれの評価が分かれた案件については、工業部会の会議で意見交換の上、必要に応じ評価の調整を行っている。ただし、大阪中小企業投資育成株式会社業務第2部副長は、事業計画書の評価を行い、その結果を工業部会に提出はしているが、会議には欠席している。

以上のような工業部会の審査手続を経て、平成12年度の支援対象者の選定においては、審査会の面接審査に付すべき案件として、(株)いうら、東予生コン(株)外6名の応募者の事業計画8件が選定されている。

なお、書類審査における東予生コン(株)の事業計画に対する評価としては、企業化の点では現実的である、技術的には目標が明確になっている、新規性はあまりないが製品の用途からすれば今後伸びる可能性がある、技術研究のための体制が今一つであり、指導の必要があるなどといった意見が出されている。

## (2) 面接審査

審査会は、面接審査を行うために設置されたもので（実施要綱第7条第1項）、産業界代表者及び学識経験者の委員15名以内で組織され、その委員は、知事が委嘱することとなっている（同条第2項及び第3項）。

当時の審査会の委員（以下「委員」という。）は、産業界代表者である社団法人ニュービジネス協議会会長、株式会社メガチップス社長、ダイキ株式会社社長、株式会社クック・チャム社長、財団法人愛媛県産業技

術振興財団トータル・コーディネーター及び大阪中小企業投資育成株式会社取締役の6名と、学識経験者である立命館大学理工学部教授、愛媛大学地域共同研究センター長、松山大学経営学部教授、株式会社マーケティングダイナミクス研究所社長及び四国税理士会愛媛県支部連絡協議会常務理事の5名の合計11名で、平成12年2月1日付けで委嘱されている。

これらの委員は、いずれも、ベンチャー企業育成に関する公益法人関係者、ベンチャー企業成功者、女性経営者、投資会社役員、大学関係者又は経営若しくはマーケティングの専門家で、ベンチャー企業の支援に関する知識を有する者である。

面接審査に当たっては、あらかじめ、委員に対し、平成12年3月13日付けで、審査会の会議の運営方法並びに面接審査の審査項目及び審査基準を記載した書類、審査表の様式並びに面接審査に参加する8名の応募者の一覧表及び事業計画書を送付している。

審査会の会議の運営方法を記載した書類には、面接審査の際の応募者1名当たりの持ち時間と面接の順番、審査方法及び採択件数が記載されている。その中で、審査方法については、面接審査の審査項目に基づき5段階評価をする旨及び総合評価の結果を集計してそれを基に協議する旨が記載されている。

面接審査の審査項目及び審査基準を記載した書類には、新規性、技術水準、開発力、企業化の見込み、地域経済への波及効果及び人物評価の6項目の審査項目とこれらの個別項目ごとの審査基準等（着眼点）が記載されているとともに、6項目の評価を基に総合的に評価する総合評価を行う旨が記載されている。

面接審査は、平成12年3月29日に実施されており、

当日出席した委員は10名であるが、うち1名は、所用のため途中退席をしている。また、1名の委員は、体調不良により欠席している。

なお、面接審査の内容は、次のとおりである。

#### ア 審査の方法

審査は、書類審査で選定された8名の応募者が、それぞれ10分間のプレゼンテーションを行った後に15分間の質疑応答を行って評価する方法により実施されている。

審査に先立って、中小企業課（平成11年度は、中小企業指導課。以下同じ。）の職員は、委員に対し審査方法の説明を行っている。その説明の内容は、時間配分、6項目の審査項目について5段階で評価すること、審査表のコメント欄には応募案件の問題点その他の応募者の今後の参考になるようなことを記載すること、総合評価の結果を集計して最終協議を行い支援するにふさわしい案件を2件選定するが、同じレベルで優れた案件がほかにあるときは1件だけ補欠で追加すること、支援するにふさわしい案件がない場合は必ずしも2件選定する必要はないことなどが盛り込まれている。

委員は、応募者のプレゼンテーションを聴取後、質疑応答を行い、新規性、技術水準、開発力、企業化の見込み、地域経済への波及効果及び応募者の意欲や信頼感を見る人物評価の6項目の個別項目についてA（優れている）からE（劣っている）までの5段階の評価（以下「個別評価」という。）をしている。さらに、個別評価を基にAからEまでの5段階で総合評価を行い、各委員の総合評価の集計結果を基に最終的な意思決定を行っている。

各委員の総合評価の集計結果では、Aの評価をした委員の数は、(株)いうらが6名、東予生コン(株)が5名、次点の応募者が2名となっており、支援対象とされた2事業者とその他の応募者との差が大きく開いた結果となっている。

委員は、これを基に最終協議を行い、その結果、今回の支援事業の支援対象者としては、まったくの新規創業企業とか創業間もない企業ではないが、その有する技術を土台にして新たな事業分野での活動を目指す企業ということで、実施要綱第3条第3号の既存の中小企業者が新たな事業分野での活動を目指すいわゆる第二の創業を行う企業に該当するものとして、Aの評価をした委員の数の多い(株)いうらと東予生コン(株)が適当であるとの評価を行っている。

#### イ 個別評価及び総合評価について

審査は、個別評価をした後、それらの評価を基に総合評価を行うことにより実施されている。この総合評価は、個別評価の単純な集計ではなく、個別評価のどの評価項目に重きを置いて総合評価を行うか又はこういった観点から総合評価を行うかについては、個々の委員の識見と判断に委ねられている。

したがって、各委員は、個別評価の後に8件の応募案件全体を比較評価した上で、自らの識見と判断に基づき総合評価の結果を出しているものである。

#### ウ 面接審査の順番について

面接審査の順番は、応募者の負担を軽減するため、審査会場への所要時間等を考慮して、原則として応募者の住所が会場から近い順に設定されている。

応募者の住所は、1番目及び2番目の応募者が松山市、3番目の(株)いうらが温泉郡重信町、4番目の

応募者が大洲市、5番目の応募者が西条市、6番目の応募者が神奈川県、7番目の応募者が新居浜市で、最後の東予生コン(株)が宇摩郡土居町である。

なお、神奈川県の応募者の面接の順番については、飛行機の到着時刻を考慮して設定されている。

### 3 東予生コン(株)に対する本件補助金の支出状況

#### (1) 東予生コン(株)の概要

東予生コン(株)は、宇摩郡土居町に事業所を有し、資本金の額が2千万円、支援事業応募時の従業員数が38名の中小企業者で、大企業者又はその役員からの出資を受けておらず、主な経営事業である生コンクリート及びコンクリート二次製品の製造販売のほか、新たにリサイクル資源(石炭灰、ガラス粉等)を利用した粗粒セラミックス製品の開発及び製造販売を目指しており、実施要綱第3条第3号に該当する者と認定されている。

#### (2) 事業の内容

東予生コン(株)が支援事業による支援を受けて実施する事業は、いまだ確立していない粗粒セラミックスの製品化技術を確立するとともに、成果品がどのような用途に利用できるか及びその用途に応じた機能性について研究し、更に市場開拓を行おうとするもので、実施要綱第4条第1号に該当する事業と認定されている。

この事業は、火力発電に伴い発生し、現状では再利用されないままになっている石炭灰と、同様に再利用されないままになっているガラス瓶を利用して粗粒セラミックス製品を開発しようとするもので、細孔を有する石炭灰(クリンカーアッシュ)をリサイクルして骨材化し、微結晶ガラス(廃ガラスを粉碎したもの)で結合して高強度の板状又は塊状の焼結体を形成し、

これを単体で、又はコンクリートと複合化したものにより、植生体や生態系環境材料として利用しようとするものである。

この事業について、東予生コン(株)は、平成12年度及び平成13年度の2箇年の計画で実施することとしており、製品化技術の確立に関する研究、機能性に関する研究及び市場の開拓を実施中で、愛媛県から当該事業に係る支援事業費補助金(以下「本件補助金」という。)の交付を受けることとなっている。

### (3) 補助対象経費の支出状況

平成12年度事業においては、東予生コン(株)は、原材料の購入費に360,510円、機械装置の購入費に25,903,500円、技術指導の受入費に88,683円、外注加工費に1,726,767円、市場調査・市場開拓費に1,051,456円、研究開発等に関する者の直接作業時間に対する人件費(以下「直接人件費」という。)に4,686,870円支出しており、合計33,817,786円の支出となっている。

これらの経費は、いずれも交付要綱第3条各号に規定する経費のいずれかに該当しており、東予生コン(株)が平成12年度事業に係る本件補助金(以下「12年度補助金」という。)の交付申請及び変更承認申請を行った際に知事が必要かつ適当と認めている。

これらの経費に対して充当された12年度補助金の額は、原材料の購入費が343,000円、機械装置の購入費が24,670,000円、技術指導の受入費が84,000円、外注加工費が1,644,000円、直接人件費が3,259,000円であり、合計30,000,000円となっている。

なお、平成13年度事業に係る本件補助金(以下「13年度補助金」という。)は、現在、交付申請の途中であるため、充当する経費が確定していない。

#### (4) 事業実績の確認状況

平成12年度事業の実績確認は、愛媛県が東予生コン(株)に12年度補助金を支払う際に行われており、概算払の際と精算払の際の2回実施されている。

概算払に係る経費は、機械装置の購入費で、4式の機械装置が購入されている。

その設置状況の確認及び購入に係る証拠書類（見積書、納品書、請求書及び銀行の振込金受取書）の内容確認については、平成12年10月20日に中小企業課中小企業診断係長大野毅彦及び中小企業課主査高尾浩司（以下「高尾主査」という。）の両名が現地に赴いて実施しており、適当であるとの結果が出ている。

精算払に係る経費は、東予生コン(株)が平成12年度事業において支出した経費のうち、原材料及び機械装置の購入費、技術指導の受入費、外注加工費並びに直接人件費であるが、実績確認は、平成12年度事業において支出した経費のうち12年度補助金の補助対象経費すべてについて実施されている。

具体的には、平成13年3月30日に高尾主査が現地に赴いて、原材料及び機械装置の購入費については購入に係る証拠書類（見積書、納品書、請求書及び銀行の振込金受取書）を、技術指導の受入費及び外注加工費については技術指導又は加工の依頼に係る証拠書類（見積書、請求書及び銀行の振込金受取書）を、直接人件費については給与台帳及び研究日誌を確認して、12年度補助金の用途を把握している。さらに、高尾主査は、原材料については受払簿で数量を確認し、また、機械装置については備品台帳の整備状況や設置状況を確認し、研究内容についても研究日誌と試作品を確認して、事業実績を把握している。

そして、高尾主査は、平成13年3月30日付けで、実績の確認結果は適当である旨知事に復命している。

## 第2 決定の理由

- 1 現職の愛媛県議会議員が役員を務めている会社と実質的な経済関係が一体である会社に対し本件補助金を支出することは問題であるとの点について

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができるものとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第232条の2）。

本件補助金は、創造的知識を生かした企業活動を支援し、ベンチャーマインドを醸成することにより、県内における未来型知識産業の創出を促進し、もって中小企業を始めとする県内産業の活性化を図ろうとするものであり、公益上の必要性があるものと認められる。

また、第1の3で述べたとおり、東予生コン(株)が支援対象者に該当すること及び東予生コン(株)が実施する事業が支援対象事業に該当することは、実施要綱等に照らして認めることができるし、12年度補助金が補助対象経費の支出に充当されていることは、中小企業課によって確認されており、監査においてもその事実を認めることができる。さらに、13年度補助金については、交付申請の途中であるが、12年度補助金の処理と同様の処理がなされるものと考えられ、その場合に何ら問題が生じるとは考えられない。

したがって、本件補助金の支出は、違法又は不当なものでないことは明らかであり、仮に東予生コン(株)が現職の愛媛県議会議員が役員を務めている会社と実質的な経済関係が一体である会社であったとしても、そのことをもって本件補助金の支出が制限される何らの法的根拠も

存在しないことからすれば、本件補助金の支出が問題であるとは認められない。

なお、請求人は、役員が多額の寄附を森高県議の後援会に行っている東予生コン(株)が支援対象者として選定されるのは倫理的に問題であるから、愛媛県は、そのような会社を支援対象者として選定すべきでないし、東予生コン(株)は、本来であれば支援を辞退すべきであるとも主張するが、自治法第 242条第 1 項に定める住民監査請求の対象となるのは、普通地方公共団体の執行機関又は職員 of 財務会計上の違法又は不当な行為又は怠る事実であり、支援対象者の選定が倫理的に問題であるかどうかといった点については、監査の対象外である。

## 2 審査会の面接審査が公平に行われたのか疑問であるとの点について

請求人は、委員の評価の中に個別評価と総合評価の間に整合性のない評価があること及び支援対象者に選ばれている 2 事業者のみに偏って良い評価があること並びに面接の順番が受付番号と関係なく決められていることから、評価に作為的なものが感じられると主張する。

面接審査については、第 1 の 2 の (2) で述べたとおりであるが、まず、総合評価の結果は、各委員が、個別評価項目についての評価に加え、自らが重要と考えている観点に基づいて応募案件 8 件全体を比較評価した上で総合的に判断した結果であり、単純な個別評価の集計結果とは異なるものである。

また、支援対象者に選ばれている 2 事業者のみに偏って良い評価があることは、面接審査におけるプレゼンテーション及び質疑応答を通じて委員が判断した結果、そのような評価がなされたものと考えられる。

そして、面接の順番が受付番号と関係なく決められて

いることは、応募者の便宜を考えてのことである。

ところで、監査委員が評価の方法について監査したところ、中小企業課は、委員に対し、審査会の会議に先立って審査項目及び審査基準を記載した書類を送付するとともに、会議の当日も事前に説明して、評価方法の周知を行っている。しかしながら、例えば個別評価を基にした総合評価をどのように行うかといった具体的な評価手法に関しては、最終的には個々の委員の判断に委ねられており、委員の自らの識見と責任において評価がなされるものである。委員の評価は、その結果が支援事業の成否に結び付くと言っても過言ではなく、そういう意味では、委員は、支援対象者の選定において重要な役割を担っている。

審査会の会議の経緯を調査したところでは、会議に先立って委員に送付された審査項目及び審査基準を記載した書類並びに会議の当日の中小企業課の事前説明には何ら作為的なものはなく、各委員はそれぞれに発言の機会を与えられており、委員が事業を評価する際に自由な意思形成を阻害するような要因や自由な発言を抑圧する要因は、認められない。すなわち、委員は、それぞれ自らの識見と責任において、自らの判断により評価をしているものと認められる。

そして、最終協議の場において、第二の創業を行う企業に該当するものとして、(株)いうらと東予生コン(株)が支援対象者として適当であるとの評価がなされている。

したがって、面接審査が公平性を欠いているものとは認められない。

なお、請求人は、11名の委員のうち、1名が欠席し、1名が途中退席した点についても言及するが、いずれも体調不良又は所用によるもので、支援対象者の選定に関

し特段問題となる理由によるものではないし、2名の委員の評価が加味されていないことが評価結果の有効性に特段の影響を与えろとは考えられない。

### 第3 結論

以上のとおり、支援対象者の選定及び本件補助金の支出状況について監査した結果、本件補助金の支出は、公益上の必要性があると認められ、実施要綱等の定めるところに従い適正に行われているものであって、東予生コン(株)を支援対象者に選定したことが公平性を欠くとは認められず、違法又は不当なものとは認められない。

したがって、東予生コン(株)が支援対象者に選定されたことをもって本件補助金の支出が問題であるとし、愛媛県が支払済みの本件補助金の返還及び支払予定の本件補助金の支払差止めを求める請求人の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

### 第4 要望

支援事業は、第1の1の(1)で述べたとおり、新たな事業の創出促進とか、創造性と活力にあふれた健全な競争社会の構築といった社会の要請を背景として、従来にない専門的なノウハウや独創的なアイデアなどを生かし、リスクを冒して事業を起こそうとする者に対し、起業時の支援を行い、未来型の知識産業を創出していこうとするものであって、画期的な事業であると考えられる。

平成12年度及び平成13年度の支援対象者として、第1の2で述べた経緯を経て、(株)いうらと東予生コン(株)が選定されている。そして、今回、このうちの東予生コン(株)に対する本件補助金の支出が問題であるとして措置請求がなされたので、監査委員が監査を実施したところ、その結論は、第3で述べたとおり、本件補助金の支出に問題は認められなかったが、支援事業を開始する際の事務については、時

間が少ないこともあって、若干拙速ではなかったかと感じざるを得ない部分があった。

支援事業は、ベンチャー企業の創出及び育成のための支援という社会の要請にこたえるという意味で非常に期待感のある事業であるとともに、リスクを伴う事業を支援することを目的とすると考えられるので、その目的達成のためにも、支援事業の実施に当たって、今後留意が望まれる点について述べることとし、より一層の成果を期待したい。

#### 1 支援対象者の募集について

平成12年度の支援対象者については、知事は、平成11年11月25日に実施要綱を定め、同月29日付けの通知文書により、平成12年1月31日を提出期限として、全国の大学、高等専門学校等及び愛媛県内の市町村、商工関係団体、金融機関等を通じて募集している。周知の期間を考えると、応募者は、年末年始の多忙な時期に、新たな研究開発を行う技術についてのテーマを設定し、高額な補助金の交付を受けながらいかに新事業を展開するかについて方針を定め、事業計画書を作成し、さらには支援を得る関係企業との協議をするなどして、2箇月に満たない期間内で必要な書類を揃えて支援事業に応募しなければならないことになる。

支援事業が予算化されたのが平成11年9月の愛媛県議会であるので、こういった日程もやむを得ないとも思われるが、支援対象事業の内容が著しい新規性のある創造的知識を生かしてリスクの高い新技術・新製品等を研究開発するような特殊なものであることからすれば、もう少し時間的余裕が必要であったと思われる。

平成12年度の支援対象事業が既存の企業による「第二の創業」に落ち着き、創造的知識を生かして新たに事業を起こそうとする者や創業間もない者の事業計画が十分

に良い評価を受けなかった背景には、こういった時間的な問題が関係している可能性も考えられる。

知事は、募集を行う際には、応募者の便宜を図るためその期間の設定に意を用いるとともに、支援事業の周知についても努力が望まれる。

## 2 審査について

本件措置請求においては、面接審査の個別評価と総合評価の間に整合性のない評価があるとの点や評価に偏りがあるとの点に疑義が抱かれた。

これは、面接審査について明文化したものが審査項目とその着眼点しかなく、個別評価を基にしてどのように総合評価を行うのか、また、こういった観点から総合評価を行うのかといった細かい審査の手順や考え方については、結局各委員の判断に委ねられていたこと、個々の委員の総合評価結果の根拠を他の者が確認できる仕組みになっていなかったことなど、外形上でも評価内容を理解できるシステムが十分でなかったことによると考えられる。例えば、審査会が設置された後速やかに委員が会合を持ち、審査の進め方、評価の基準、最終的な意思決定の方法など、審査に必要な事項を取り決めて意思統一を図っておけば、審査は、より客観的なものとなったと思われる。

支援事業費補助金は、1支援対象者当たり2箇年で限度額6,000万円という多額の支出を伴うものでもあるので、評価内容が誰の目にも明らかとなるように、より客観性を持たせた評価システムの確立が望まれる。

また、面接審査に付された案件は、書類審査の際に工業部会において内容検討がなされ、技術内容に関し専門的知識を有する者による評価がなされている。したがって、この工業部会の検討内容は、面接審査の際の判断材

料にもなり得るものと考えられる。

工業部会の検討内容は、現在のところ委員には伝えることにはなっていないようであるが、審査会の会議に事業計画書の技術内容に関し専門的知識を有する者を特別委員として出席させることができるという趣旨からしても（実施要綱第7条第9項）、専門分野の知識が重要視されているのは明らかと思われるので、例えば、工業部会の長が委員に加わるか、少なくとも書類審査において討論された内容を審査会に報告するなどして情報の提供に努め、更に充実した審査がなされることが望まれる。

さらには、審査結果の公表の際にも、審査内容の説明に意を用いる必要がある。

平成12年度の支援対象者の公表は、平成12年3月31日付けで中小企業課が報道機関に情報を提供する方法により行われている。支援事業は、従来の行政施策の発想を超え、将来の愛媛の経済の活性化につながるものとして、経済界はもとより、県民の期待は大きいものがある。それゆえ、支援事業者の決定については、県民の多くが注視していたはずである。したがって、支援事業のような重要な事業に係る審査結果の公表に当たっては、審査を実施した委員が審査経緯や支援対象事業に対する期待などについて説明し、審査の公正さや妥当性についての理解を得るよう努めることが望まれる。

### 3 ベンチャー企業の創出及び育成のための支援であるということについて

支援事業は、著しい新規性のある創造的知識を生かして行うリスクの高い新技術、新製品等の研究開発の支援を始めとするベンチャー企業の創出及び育成のための支援を目的とするものであり、リスクを伴う事業を支援する事業である。平成12年度の支援対象者は、いずれも第

二の創業を行おうとする既存の中小企業者で、これらの者が実施しようとする事業は、既に実施している事業の基盤を生かした新分野への起業であり、支援事業の目的からすれば、今回の選定は、リスクを伴う事業に対する支援としては、やや慎重になってしまった感がある。

今後の選定においては、リスクの高い研究開発を行う新しいベンチャー企業の芽を出させ、大きく育てるという支援事業の目的についても十分に念頭においた対応が望まれる。

平成13年5月18日

愛媛県監査委員	小	川	一	雄
同	達	川	光	作
同	篠	原		実
同	横	田	弘	之